

災害時に必要なのは 人のきずな

外環の2 武蔵野訴訟

控訴審で上田さんが陳述

東京都が計画する地上部街路「外環の2」(目白通りから東八道路までの約9キロ)をめぐる、計画地内に住む武蔵野市の住民が都を相手取って計画の違法、無効などの確認を求めた「止めよう!『外環の2』武蔵野訴訟」の控訴審の口頭弁論が18日、東京高裁(綿引万里子裁判長)で

行われました。

「外環の2」計画は、「外環本線」の高架式道路を造ることを前提に、高架下部分の「死に地」を有効活用しようとして1966年に「外環本線」と同時に都市計画決定されました。しかし、地域住民の強い反対で、いったんは「外環本線」とともに凍結されました。その後東京都は、住民の立ち退きなどの影響を抑えるために莫大な予算をつぎ

込んで「外環本線」を大深度地下構造に変更。住民はこれで立ち退きはなくなっただと思っていました。ところが都は、沿線住民を立ち退かせる「外環の2」計画を強行しようとしています。

原告・弁護団は、多くの沿線住民とともに、「外環本線」の大深度地下構造への計画変更によって、「外環の2」は廃止するしかなかったことを主張・立証してきました。

7年間に及ぶ審理をしてきた東京地裁(増田稔裁判長)は2015年11月17日、「外環の2」計画の違法・無効の主張について実質的な判断を全く行わないまま「訴訟の対象となる行政処分当たらない」として訴えを棄却しました。

原告・弁護団は「住民無視、開発優先の東京都の姿勢を許す不当判決は断じて認められない」と、即日控

訴していました。

この日の口頭弁論では控訴人の上田圭子さんが意見陳述。「7年にわたって裁判を続けてきたが、私たちの言い続けてきたことに対し何一つ具体的な説明がない」と一審判決を厳しく批判。「外環の2」が強行されると立ち退かされることになる住宅街について、関

東大震災のあと分譲されて、文教地区が形成されてきた経緯を語り、「この街はかけがえのない街であり、どんなに人びとの豊かな生活を保っているか考えていただきたい。子どもの未来にとっても必要なかけがえのないコミュニティを東京都が壊そうとしているのは許されない」と訴えました。

また上田さんは、都が災害対策として「外環の2」が必要と主張していることについて「災害時に人の命を救うのは道路ではなく、人のきずなだと思います。お互い安否を確かめあう人の触れ合いが命を救うことになります。人は孤立して生きていけないものではありません。道路を造るからといって、そこをのけというのはひどい道路行政です」と指摘。「安全安心、平和な街、犯罪の少ない街を残していきたい」と述べ、裁判所の公正な判断を求めました。

控訴審はこの日の弁論で結審となり、4月28日に判決が言い渡されます。



口頭弁論後の報告集会での上田圭子さん(中央)と弁護団18日、霞が関弁護士会館